3. The provisions of Article 26 of the Convention, as amended by Article 2 of this Protocol, and Article 26A of the Convention, as added by Article 3 of the Protocol, shall have effect from the date of entry into force of the Protocol, without regard to the date on which the taxes are levied or the taxable year to which the taxes relate.

4. This Protocol shall remain in effect as long as the Convention remains in force.

IN WITNESS WHEREOF the undersigned, duly authorised thereto by their respective Governments, have signed this Protocol.

DONE in duplicate at New Delhi this eleventh day of December, 2015, in the Japanese, Hindi and English languages, all texts being equally authentic. In case of any divergence of interpretations, the English text shall prevail.

For the Government of Japan:
K. Hiramatsu

For the Government of the Republic of India:
Hasmukh Adhia

府　令

○内閣府令第六十号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十二条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号中「第二十一条第六項」を「第二十二条第六項」に改める。

第二十二条第二十一号中「及び同法第九条第一項」を「並びに同法第九条」に改め、「同条」の下に「及び同法第十条」を加える。

第二十三条第二号中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二十九条第六項中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に、「及び同法第九条第一項」を「並びに同法第九条」に改め、「同条」の下に「及び同法第十条」を加える。

附　則

この府令は、平成二十八年十月一日から施行する。

○内閣府令第六十一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行に伴い、並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十一条の三十五第一項第一号の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年九月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（貸金業法施行規則の一部改正）

第一条　貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三第一項第七号中「第五条第一項第二号」を「第六条第一項第二号」に、「同令第六条第一号ハに掲げる書類、在留カード又は特別永住者証明書」を「在留カード、特別永住者証明書又は同令第七条第一号ハに掲げる書類のうち、国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証若しくは私立学校教職員共済制度の加入者証（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）」に改める。

（証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二条　証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に改め、同条第一号ヘ中「第十五条第一項」を「第十六条第一項」に改める。

第二条中「第三十条」を「第三十一条」に改める。